



長野県報

4月13日(月)
令和2年
(2020年)
第97号

目 次

規 則

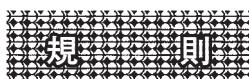
信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則（山岳高原観光課） 1

告 示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	2
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録辞退の届出（介護支援課）	3
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障がい者支援課）	3
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称変更（障がい者支援課）	3
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定辞退（障がい者支援課）	4
地方自治法施行令に基づく診療費及び徴収の事務の委託（障がい者支援課）	4
長野県立自然公園条例に基づく県立公園事業の決定及び図書の縦覧（自然保護課）	4
自然公園法に基づく国定公園事業の変更及び図書の縦覧（2件）（自然保護課）	4
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請及び調査結果書類の縦覧（資源循環推進課）	5
保安林の指定施設要件の変更予定（森林づくり推進課）	6
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	6
広域連合の規約の変更の許可（市町村課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6

公 告

土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	6
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請結果の決定及び縦覧（2件）（農地整備課）	7



信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年4月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第40号

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則

信州登山案内人条例施行規則（平成24年長野県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次項及び次条において」を「以下」に改める。
附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（更新の登録の申請に関する特例）

2 当分の間、条例第8条の規定による登録の申請（条例第7条第3項の規定により登録を受けようとする場合に限る。）は、第7条第2項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる書類に代えて、

登録申請書に知事が別に定める書類を添えて行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の信州登山案内人条例施行規則の規定は、令和2年3月1日から適用する。

山岳高原観光課